

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160194802010004

平成28年5月6日

規制の名称	医師による無診察治療等の禁止	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医師法(昭和23年法律第201号)第20条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	医師が自ら診察して疾病を確認することなく治療等をした場合には、患者に不測の危害を生ずるおそれがあることや、医師の作成する診断書その他の証明書類は社会生活上重要なものであり、不正確なものが発行された場合には社会的に悪影響を及ぼすおそれがあるため。		
規制内容の概要	医師が自ら診察をしないで治療や診断書の交付等の行為を行うことを禁止している。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	現在、規制改革会議 健康・医療WGにて検討中	規制の維 持、改革又 は新設の別	検討中
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成30年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>